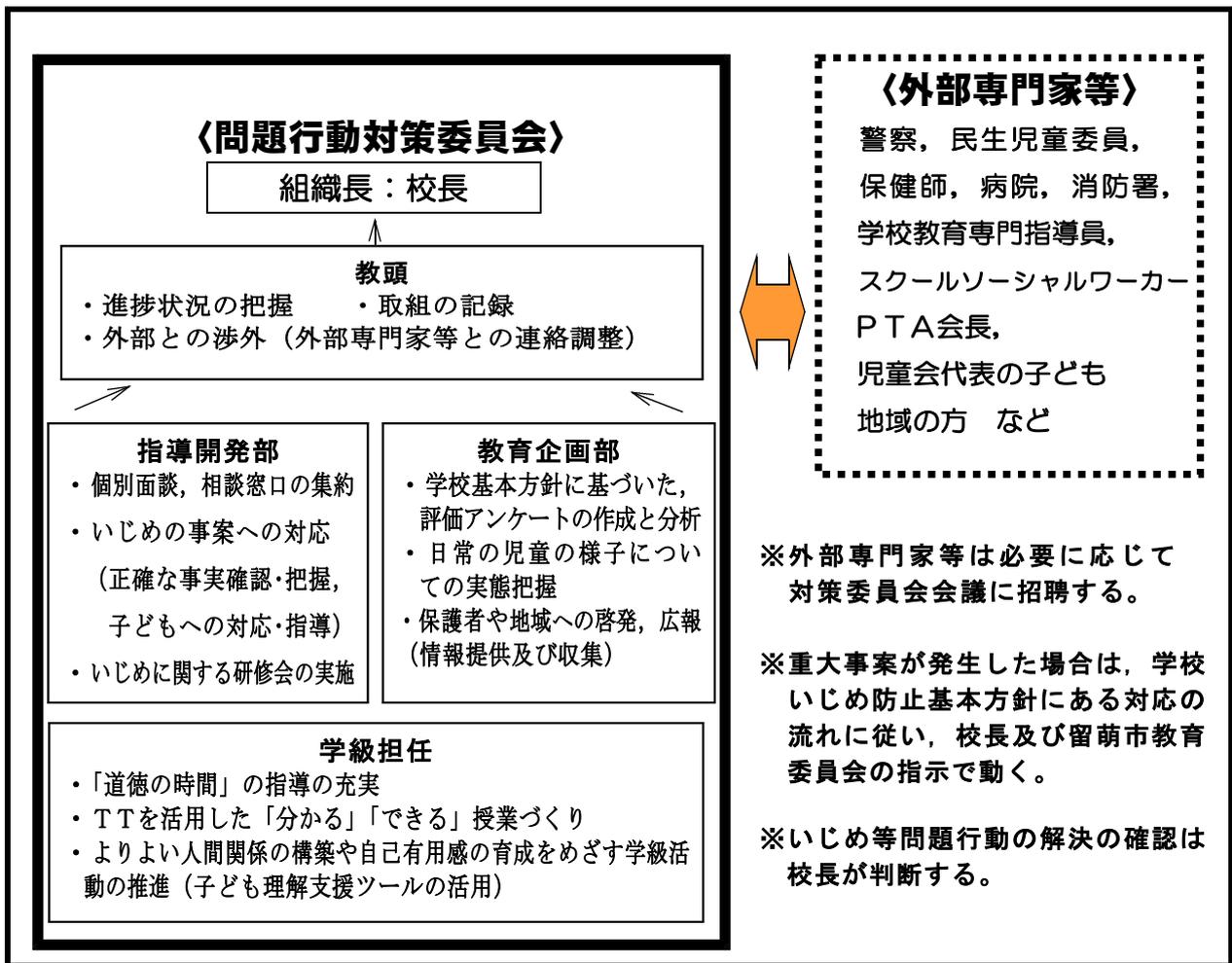


基本方針に基づくいじめ防止対策のための組織



本組織の役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検と検証，計画の見直し
- いじめの通報・相談の窓口
- いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催

※緊急会議の内容例

- ①いじめの情報の迅速な共有
- ②指導や支援の体制，対応方針の決定
- ③役割分担
- ④関係のある子どもへの事実関係の聴取
- ⑤事実関係の集約と確認
- ⑥具体的な対応の在り方と役割の決定
- ⑦保護者との連携